

10. キャリア教育・職業教育の充実

(前 年 度 予 算 額	367百万円)
令和2年度要求・要望額	663百万円

1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、先進的な卓越した取組の実践研究や地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進する。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業
23百万円(23百万円)

①小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校における入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。(2地域)

②小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これから時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。(11地域)

③キャリア教育の普及・啓発等

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等。

(2) 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)【総合教育政策局に計上】[補助率1／3]

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元に就職し地域を担う人材を育成する。(15人)

(3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 54百万円(85百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定した実践研究及び事業検証を実施し、成果の普及を図る。

(4) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【再掲】

577百万円(251百万円)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

文部科学省
令和2年度要求・要望額 32百万円
(前年度予算額 32百万円)

事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

取組内容

1. キャリア教育の普及・啓発

- ◆**キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施**
キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。

2. キャリア教育推進体制の構築

- ◆**小学校における進路指導の在り方に関する調査研究**
新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

- ◆**小・中学校等における起業体験推進事業**
小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これから時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

- ◆**地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業**
「キャリアプランニングスーパー・バイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元に就職し地域を担う人材を育成する。

- ◆**地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業**
「学校を核とした地域力強化プランの一部(地方創生関連施策)」

「キャリアプランニングスーパー・バイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元に就職し地域を担う人材を育成する。

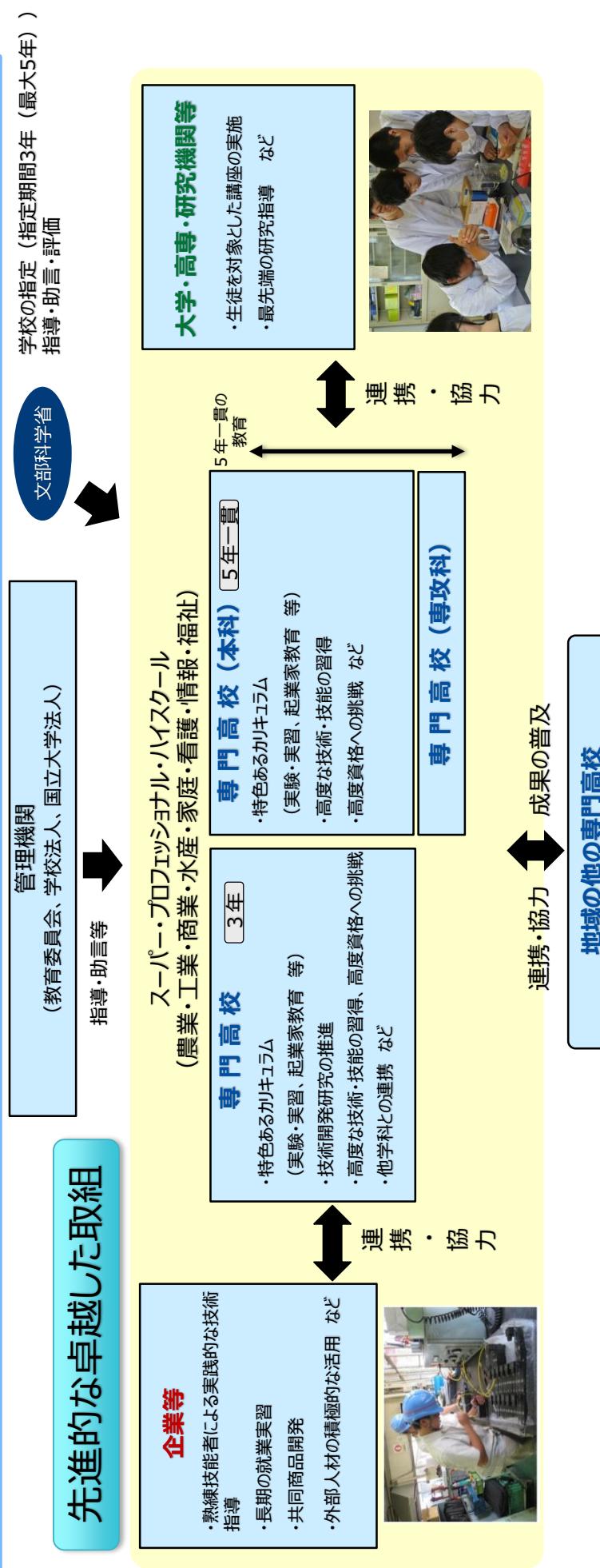
【補助対象】都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数:15人

※前年度限り経費:「子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用(2百万円)」
※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

(1) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定 (10校)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。



- ・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
- ・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

(2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

専門高校における優れた取組や特色ある取組について、全国の専門高校間で共有し、これらを専門高校の魅力として広く社会へ発信するため、企業等と専門高校との効果的な連携手法による長期間の就業体験活動についての先進事例等に関する調査研究を行う。

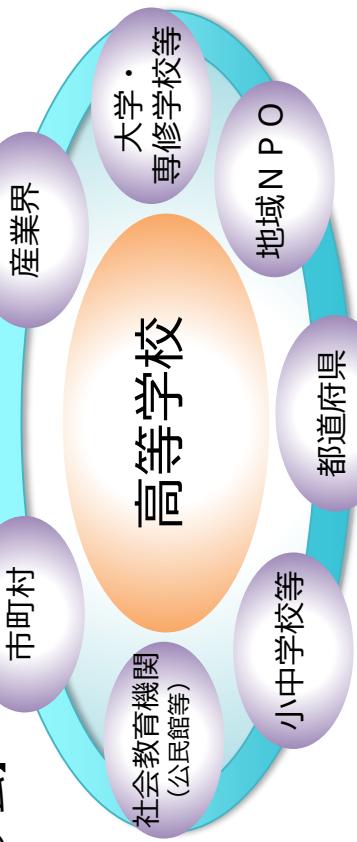
地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度要求・要望額 577百万円
(前年度予算額 251百万円)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によるコソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコソーシアムを構築

【コソーシアム】



- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開 (R2合計100件程度)

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔※専門学科を中心に22件程度
(うちR2新規指定12件程度)〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習力リキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔※普通科を中心40件程度
(うちR2新規指定20件程度)〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持つて地域を支えるリーダーを育成

〔※全学科を対象に40件程度
(うちR2新規指定20件程度)〕

【高大接続枠 (新規)】

※各類型の内数として10件程度

地域課題の解決等を通じた探求的な学びを大学等でも継続できる体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、学校と地域をつなぐ人材の在り方の研究等を実施

11. 学校健康教育の推進

(前 年 度 予 算 額	181百万円)
令和 2 年度要求・要望額	210百万円

1. 要 旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、がん教育をはじめとする学校保健、学校を核として家庭を巻き込んだ食育の推進を図る。

2. 内 容

(1) 学校保健推進事業	94百万円 (74百万円)
・がん教育総合支援事業	40百万円 (33百万円)

新学習指導要領等に対応したがん教育の取組を推進するため、全国でのがん教育の実施状況を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、先進事例の普及・啓発を図る。

(2) 学校給食・食育総合推進事業	116百万円 (107百万円)
-------------------	-----------------

栄養教諭を中心として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中心とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

等

《関連施策》

- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ・学校安全推進事業

がん教育総合支援事業

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

40百万円
33百万円)

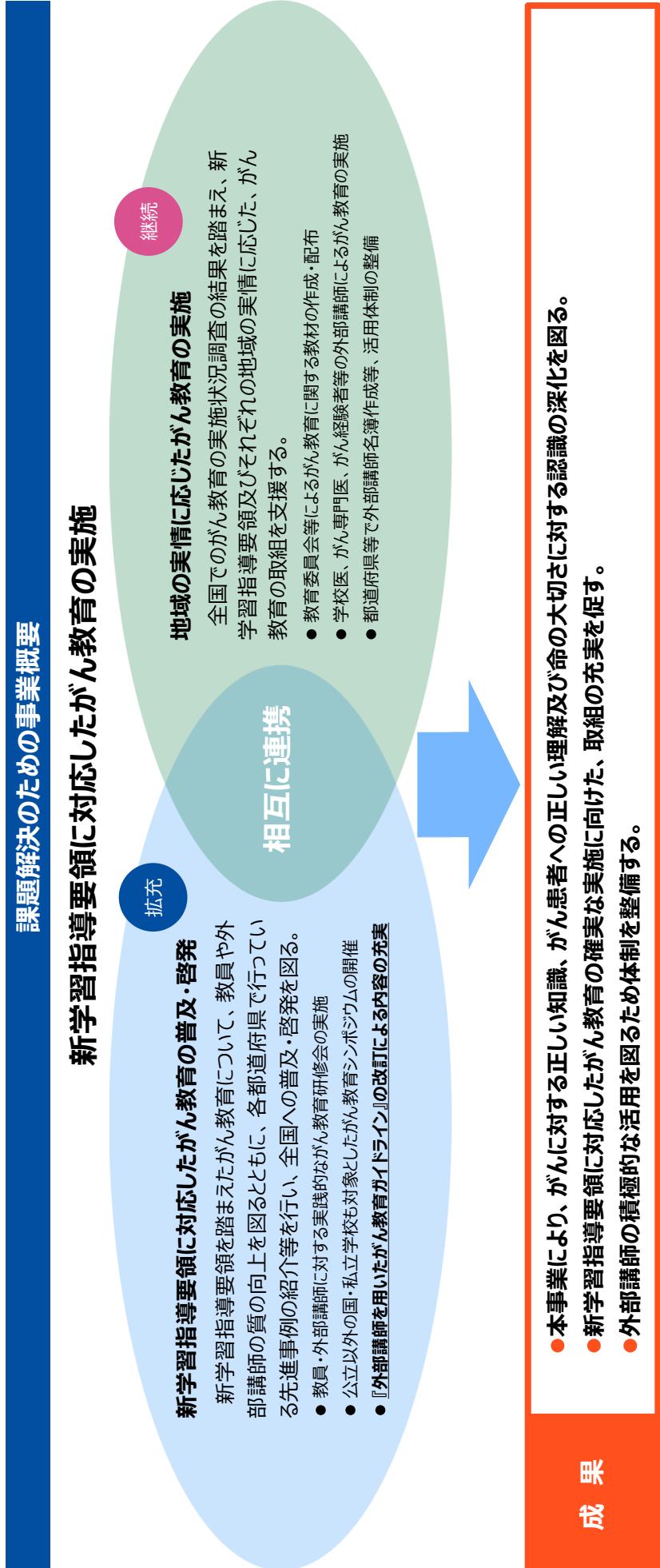
文部科学省

背景	●平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めことができるように、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
	●平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。 ●平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に新学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題	①教員のがんについての知識・理解が不十分 健康については、子供の頃から教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
	②がん教育の全国への普及・啓発が必要 がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。

課題解決のための事業概要

新学習指導要領に対応したがん教育の実施





文部科学省

令和2年度要求・要望額 116百万円
(前年度予算額 107百万円)

学校給食・食育総合推進事業

背景 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られている。国においては、学校等における食育の推進のため、学校、家庭、関係団体等が連携・協働した取組とその周知、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める取組を推進すること等が求められている。

事業概要

課題 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等が必要である。また、学校における食育への取組だけでは限界があることから、家庭を巻き込んだ取組等が求められる。

学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。
また、栄養教諭を中心として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

委託事業

MENU 1：社会的課題に対するための学校給食の活用事業



(目的)

- 食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術等を新たに開発するなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。

91百万円（83百万円）

MENU 2：つながる食育推進事業



(目的)

- 家庭を巻き込んだ取組を行うことで、児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する。
- 栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

学校給食の現代的課題に関する調査研究



(目的)

- 学校給食の質の維持・向上ための調査研究等を行う。
- 学校給食の衛生管理等に関する調査研究

(内容)

- 望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を中心として家庭を巻き込んだ取組を行ふ。
- 学校において、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもつて推進し、栄養教諭を中心とした全校体制による指導・評価方法を開発し実践する。
- 新規採用や任用換えの栄養教諭を支援するため、栄養教諭間の連携を強化する。また、学校における食育において中核的な役割を担っている栄養教諭及びその実践事例を校内及び地域における研修で活用する。
- 地産地消の推進
- 学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。
- 食品ロスの削減
- 学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができる体制の構築を目指す。
- 伝統的食文化の継承
- 学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。

効果検証

効果的な取組の成果や栄養教諭の配置効率について実証データを用いて分析・検証する。

目標とする成果 各地域において有効な手法を確立し、継続して実施

各地域の事業の成果を基に有効な取組や手法を全国へ普及

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けた児童生徒の増加



12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進

(前 年 度 予 算 額)	2,498百万円
令和2年度要求・要望額	2,773百万円

1. 要 旨

現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校教育を推進するため、学校統合を契機とした魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図る。

2. 内 容

(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等

28百万円（36百万円）

①中教審での審議を踏まえつつ、これから的小中学校の規模や配置、連携の在り方についての検討に資する調査研究を行うとともに、②市町村における統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するなどして、活力ある学校づくりを推進する。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金

2,669百万円（2,332百万円）

- ・へき地教育振興法に基づき、離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。
- ・学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。

(3) 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

76百万円（130百万円）

高等学校におけるPDCAサイクル構築に向けた「学びの基礎診断」の活用に関する調査研究や、広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究、定時制・通信制課程において特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等の調査研究を行う。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（統合校・小規模校への支援 +30人）
- ・学校施設整備（公立小中学校の統合校舎等の新增築事業、学校統合に伴う既存施設の改修事業等）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等

趣旨

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方(に触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせること)が重要になる。こうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団を確保することが重要である。

※小学校・中学校とともに、12学級～18学級を標準としている。(学校教育法施行規則第41条、第79条)

●ここ10年の推移を見ると、

- ①人口は1%しか減少していないにも関わらず、公立小中学校に通う児童生徒の数は約10%減少している。

[人口]

H20:127,692千人 ⇒ H30:126,466千人 (1.0%減)

[公立小学校に通う児童数]

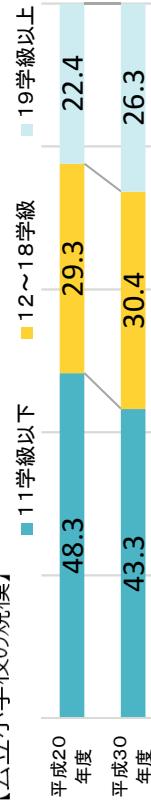
H20:6,999,006人 ⇒ H30:6,312,251人 (9.8%減)

[公立中学校に通う生徒数]

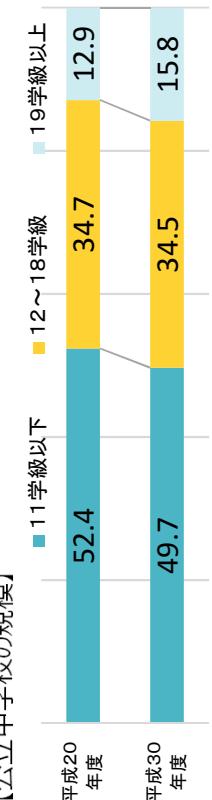
H20:3,302,207人 ⇒ H30:2,983,705人 (9.6%減)

- ②標準に満たない11学級以下の公立小中学校の割合は減少傾向にある。

[公立小学校の規模]



[公立中学校の規模]



●学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合は79%に止まっている。

- 一市町村一小学校・中学校等という市町村が232団体 (13.3%) ある。

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)
28百万円
36百万円

文部科学省

28百万円
36百万円

中教審において、
○児童生徒による学校の減少による自治体間の連携や
○小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方にについて議論

1. 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する調査研究

中教審での審議を踏まえつつ、これからの中学校の規模や配置、連携のあり方についての検討に資する調査研究を大学等に委託。
20,000千円

※委託件数 2件 (大学やシンクタンク)

※単年度事業

2. 統合や小規模校の教育環境充実に関する取組モデルの創出

市町村における、「統合による魅力ある学校づくり」や「統合困難な地域における教育環境の充実」に関する取組モデルを創出し、取組モデルを全国に周知
8,000千円(200万×4か所)
※3年事業の3年目 (R2年度は最終年度)

(参考) 学校規模の適正化・適正配置に取り組む市町村への国による支援

【学校統合による魅力ある学校づくり】 [小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化]
○施設整備への補助
○教員定数の加配
○スクールバス等の購入費補助



文部科学省

令和2年度概算要求・要望額 2,669百万円
(前年度予算額 2,332百万円)

へき地児童生徒援助費等補助金

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るために、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容



(1) スクールバス等購入費 608百万円(602百万円)

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,760百万円(1,449百万円)

ア 遠距離通学費

- ・学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助
- ・2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群において、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助
- ・激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校又は義務教育学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

イ 寄宿舎居住費

- ・小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舎に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舎居住に要する都道府県又は市町村の事業に対する補助
- ・高度へき地修学旅行費
- ・高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村に対する補助

(3) 保健管理費 46百万円(45百万円)

へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るために、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検診の実施を行いうために必要な経費に対する補助

(4) 離島高校生修学支援事業 254百万円(236百万円)

ア 高校未設置離島

- ・高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県又は市町村に対する補助
- ・イ 大学入試改革に伴う支援
- ・離島高校生を対象に、大学入試英語成績提供システム参加試験の受験のために要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

III 補助率

1／2



(高度へき地修学旅行費で過去3ヵ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3)

IV 補助事業者

都道府県・市町村



文部科学省

令和2年度要求・要望額 76百万円
(前年度予算額 130百万円)

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応に関する調査研究

高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に関する調査研究

◆「高校生のための基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
「高校生のための基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々なため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。

◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
「高校生のための基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必履修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。

◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
高等学校が取り組む改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

多様性への対応に関する調査研究

◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施

13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

(前 年 度 予 算 額 2,586百万円)
令和2年度要求・要望額 2,890百万円

1. 要求要旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

- (1) 切れ目ない支援体制整備充実事業 2,142百万円 (1,796百万円)
- 特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。
個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置 など
 - 医療的ケアのための看護師配置 1,800人⇒2,247人 等
- (2) 学校における医療的ケア実施体制構築事業 32百万円 (59百万円)
- 人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに、教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。
- 学校における医療的ケア実施体制構築 10箇所
 - 学校における医療的ケアに関する研修機会の提供 1団体
- (3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 213百万円 (213百万円)
- 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 (新規)
通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。
8箇所
 - 特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト (新規)
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】
発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉が協働した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査のあり方を検討するための協力者会議を設置。

(4) 学校と福祉機関の連携支援事業	10百万円（10百万円）
障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。	
	4箇所
(5) 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進	27百万円（新規）
・保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	
聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校（聴覚障害）における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。	7箇所
・難聴児の切れ目ない支援体制構築事業	
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】	
医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。	
(6) 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実	160百万円（139百万円）
教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。	22箇所
(7) 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業	52百万円（45百万円）
特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。	
・特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等	
	25箇所
(8) 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業	42百万円（26百万円）
主に高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の構築方法に関する調査研究を実施する。	
	8箇所

(9) 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進
プロジェクト 210百万円(210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等について実践的な調査研究等を実施する。

6箇所

等

※上記のほか、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費負担等」 13,224百万円 (12,164百万円)

[補助率1/2]

《関連施策》

- ・ 通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・ 学校施設整備（特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化）

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度要求・要望額 2,890百万円
(前年度予算額 2,586百万円)

文部科学省

- 切れ目ない支援体制整備充実事業 2,142百万円 (1,796百万円) (拡充)
◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備 自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。(①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発)

- ◆医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師配置 (拡充)
1,800人⇒2,247人 (+47人)

- 学校における医療的ケア実施体制構築事業 32百万円(59百万円)
人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。
- 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 213百万円 (213百万円)
◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 (新規)
通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の差しい担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。
- ◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト (新規)
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】
発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働した教員研修の検討 実践等を行う。

- ※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。
- 学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円(10百万円)
障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方にについて調査研究を行う。
 - 特別支援教育就学援助費負担等 13,224百万円(12,164百万円) [補助率1／2]
○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,208百万円(1,083百万円)
○特別支援教育の充実の視点から、通級による指導担当教員の基礎定数による教職員定数の改善を着実に実施
○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のハリアフリー化) [補助率1／3等]

(上記以外の施策、就学支援、教職員定数の改善・学校施設整備)

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度要求・要望額 2,142百万円
(前年度予算額 1,796百万円)

文部科学省

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進する必要がある。
特別の支援を要する子供に対して、就学・進級・就労の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引き継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等が求められる。

【文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針】

自治体等における取組を促進するため、これらに必要な経費の一部を補助

国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、自治体等が体制を整備するに当たって必要な経費の一部を3年を限りとして補助する。

① 連携体制を整備
教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

② 個別の教育支援計画等の活用
就学・進級・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

④ 普及啓発
市民や他の自治体への普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師(拡充) (1,800人→2,247人)
学校において日常的に吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加している。
このことから、自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校等へ配置したり、校外学習や登下校時における送迎車両へ同乗せたりするために必要な経費の一部を補助する。
また、都道府県が指導的な立場となる看護師を配置するために要する経費についても補助対象とする。

② 外部専門家(拡充) (348人→1,135人)

地域において特別支援教育の更なる推進を図るには、特別支援学校がその専門性を高めて地域の中核的な役割を担い、小・中学校等を積極的に支援していくことが求められる。
このことから、自治体等が、特別支援教育の専門性の向上を図るために、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)や手話通訳士などの外部人材を特別支援学校に配置するために必要な経費の一部を補助する。

また、地理的な要因により特別支援学校からの支援を受けることが困難な小・中学校等に限り、ST等の外部専門家の配置・活用も可能とする。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

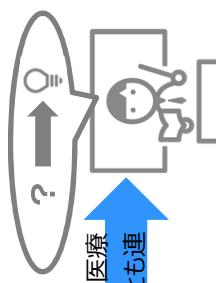
令和2年度要求・要望額 167百万円
(前年度予算額 213百万円)
文部科学省

背景 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通常による指導や通常の学級における指導方法の工夫や配慮の提供による支援の充実が求められている。
※発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法（H28施行）において、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的な配慮を提供することが求められている。

新規

1. 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 88百万円

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する研究 【教育委員会 8箇所】

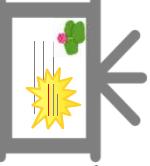


- 研修体制の構築（育成目標への関連づけ、教員養成課程のある大学との連携）
- サポート体制の構築（相談窓口の設置・明確化、指導的立場の教員の養成、指導・助言の仕組みの構築）
- 実践に即した教員養成課程における教授法の検討など

2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 33百万円

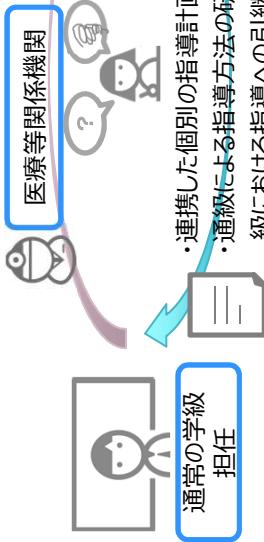
学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する支援として、通常の学級における教科指導方法等の研究及び、教員養成課程における教科指導の教授法の開発を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 7箇所】

- (例) 【教科指導におけるつまずくポイント】
・聞くこと、読むこと
・理解が難しい。
・集団の中での指示や
注意が入りづらい。
・気が散りやすい。
【指導方法の工夫】
・言葉、文章の意味の
理解が難しい。
・文節ごとのスラッシュや挿絵
を用いて視覚情報を追加。
・注目する箇所を拡大、
色分けする。
・ペア学習を取り入れる。



3. 高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業 13百万円

高等学校における発達障害に係る通級による指導の充実を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、指導方法及び通常の学級担任や関係機関との連携の在り方等について研究を行う。 【教育委員会 4地域】



- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の提供に関する研究
- 児童生徒本音や保護者からの合理的配慮の提供に関する研究
- 児童生徒からの合理的配慮の提供に関する研究

4. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮 研究事業 28百万円

学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】



- 高校入試における配慮の在り方
例) 読み書きに困難を抱える生徒について、時間を延長しての実施、問題文を読み上げる対応など

特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト

令和2年度要求・要望額
国立特別支援教育総合研究所運営費交付金1,154百万円の内数（新規）
NISE

背景・説明

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特別支援教育に係る教員の専門性の向上が課題となっている。
また、障害のある児童生徒への支援においては、行政分野を超えた連携が不可欠である。（※H30.3「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」報告）

目的・目標

- 令和元年度に作成予定の「発達障害に係る教員等の専門性向上の研修プログラム」を参考として、地方自治体において教育と福祉が協働した教員研修（試行プラン）を検討・実践する。（※委託）
- 委託の成果を踏まえ、体系的な研修のモデルプランを提案する。
- 特別支援教育に係る教員の専門性向上に向けた検討

取組内容

国立特別支援教育総合研究所

- 教育と福祉が連携・協働した支援人材育成の体系的な研修モデル案の検討
 - 教育と福祉の関係者が協働する研修実践の在り方の検討
 - 地方自治体における研修の支援
 - 都道府県等の指導主事等を対象とした普及セミナーの実施

地方自治体（協力地域8箇所）

- 発達障害に係る教育と福祉が協働した教員研修（試行プラン）の検討・実践
 - 教育委員会
 - 福祉部局
- 成果報告（試行プラン）のまとめ

協力・支援

支援/連携

家庭

支援/連携

- 教育と福祉が連携・協働した体系的な研修モデルプランの提案

有識者会議による検討

- 特別支援教育に係る教員の専門性向上に向けた検討

成果、事業を実施して、
期待される効果

教育と福祉が連携・協働した体系的な研修が実施されることにより、教員及び福祉支援の職員の専門性が向上し、児童生徒に対する支援の充実につながる。

保健、医療、福祉と連携した

聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

背景説明

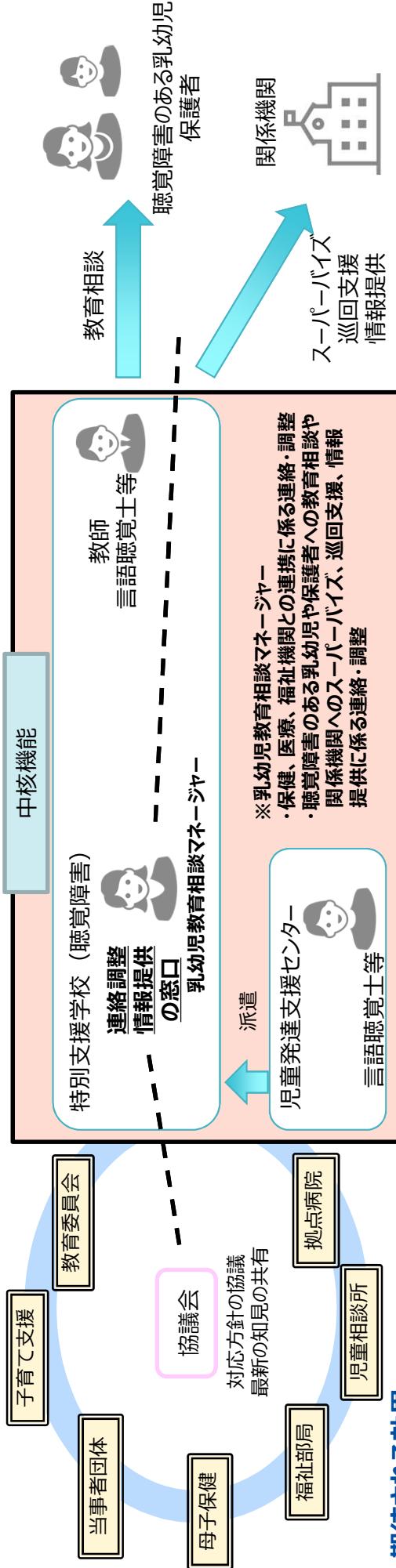
聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

○特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談相談（都道府県 7箇所）

- ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
- ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）

○乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



期待される効果

聴覚障害に係る教育相談の実践の蓄積、乳幼児教育相談マネージャーを活用した聴覚障害に係る教育相談の実施体制の構築を行うとともに、この成果を全国に普及させることにより、乳幼児期の聴覚障害に係る教育相談を充実させ、地域格差の縮小を図る。

難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

令和2年度要求・要望額
国立特別支援教育総合研究所運営費交付金1,154百万円の内数（新規）



背景・目的

難聴の早期発見・早期教育（療育）開始が、その後の子どもたちに大きな影響を及ぼすことを踏まえ、特別支援学校（聴覚障害）（以下、「聾学校」）に設置された乳幼児教育相談が、各地域において効果的に機能するよう、保健・医療・福祉及び教育の連携促進や、乳幼児教育相談担当者の専門性向上を目的とした**全国研修会**を開催することにより、我が国における難聴児の乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制を構築する。

取組内容

研修パッケージの作成

研究所の研究成果を踏まえ、乳幼児教育相談が効果的に機能するための**研修パッケージ**を作成する。

- ①乳幼児教育相談担当者の役割
- ②管理職の役割
- ③関係機関との連携
- ④地域における支援体制の構築（キーパーソンの育成等）



関係者会議の開催

講師並びに各ブロックの早期教育の中核を担う運営協力者を交えて、本事業の意義や研修パッケージ内容や、本事業における研究協力者の役割等について協議し、共通理解を図る。



「難聴児の切れ目ない支援体制構築研修会」（全国研修会）の開催

全国の乳幼児教育相談担当教員、聾学校管理職のみならず、**保健・医療・福祉関係者等にも参加を呼びかけ。**

- ①事業趣旨説明及び研究成果報告
- ②乳幼児教育相談担当者及び管理職の役割
- ③先進地域の取り組み紹介
- ④これまでの支援体制構築に向けた（地域別協議）

関係者会議の開催

全国研修会で得られた情報や地域の状況についての情報共有を行い、成果や課題を踏まえつつ研修パッケージの更新を行う。（次年度に向け、事業の改善充実を図る。）

成果、事業を実施して期待される効果

- ・研修パッケージを整理することで、各聾学校における乳幼児教育相談の機能充実が図られる。
- ・担当者の専門性向上や地域のネットワーク形成が促進される。

特別支援教育に関する実践研究充実事業

令和2年度要求・要望額 72百万円
(前年度予算額 49百万円)

1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚と視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになつていて。

新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。

2 内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の実態や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の開発と実践を行う。

（1）新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的研究を行う。令和2年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

（2）政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となつている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や（3）政策課題対応型先導研究に活用する。

【課題例】

- ・聴覚障害児に対する外国語の指導法
- ・盲聾児に対する特別支援教育 等

（3）政策課題対応型先導研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となつている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

【課題例】

- ・農福連携
- ・読書活動
- ・特別支援学校小学校部（知的障害）のプログラミング教育、外国語活動 等



14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前 年 度 予 算 額	2,521百万円)
令和2年度要求・要望額	2,688百万円

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

1,950百万円(1,722百万円)

〔補助率1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区)
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置(500校)
- ・貧困対策のための重点配置(1,400校)
- ・虐待対策のための重点配置(1,000校)
- ・教育支援センターの機能強化(250箇所)
- ・スーパーバイザーの配置(67人)等

(2) 高校生等の就職・就学支援等

○高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【再掲】

76百万円(130百万円)

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校におけるPDCAサイクル構築に向けた「学びの基礎診断」の活用に関する調査研究や、広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究、定時制・通信制課程において特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等の調査研究を行う。

(3) 要保護児童生徒援助費補助 662百万円(669百万円)

[補助率1／2] [補助事業者：都道府県・市町村]

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。「修学旅行費」や制服代・ランドセル代等の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げなど、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）を実施

653百万円(594百万円)

[補助率2／3] [補助事業者：都道府県]

熊本地震などの大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

＜関連施策＞

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消+50人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

3,150百万円(4,382百万円)

[補助事業者：都道府県]

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実



令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)

- ◆ 義務教育段階の不登校)児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**義務教育段階の不登校への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)



- ✓ 補助率：1／3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- **虐待対策**のための重点配置：1,000校
※貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：67人（←47人）

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)



- ✓ 補助率：1／3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市

- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

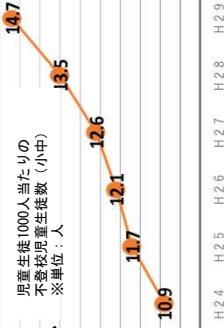
- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- **虐待対策**のための重点配置：1,000校
※貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

新規・拡充事項

- **スーパーバイザー**の配置：67人（←47人）





文部科学省

令和2年度要求・要望額 76百万円
(前年度予算額 130百万円)

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応に関する調査研究

高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に関する調査研究

◆「高校生のための基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
「高校生のための基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々なため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。

◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
「高校生のための基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必履修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。

◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
高等学校が取り組む改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

多様性への対応に関する調査研究

◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施



文部科学省

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

662百万円
669百万円)

要保護児童生徒援助費補助金

背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えないければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされています。

目的・目標

- 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



事業内容

【要保護者への就学援助】

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

- ◆国庫補助率：1／2（予算の範囲内）

- ◆令和2年度概算要求（案）：

・「修学旅行費」の**単価引き上げ**

小学校：21,670円 → 24,680円 (+3,010円)	中学校：60,300円 → 62,810円 (+2,510円)
・「新入学児童生徒学用品費等」の 単価引き上げ	

小学校：50,600円 → 63,100円 (+12,500円)	中学校：57,400円 → 79,500円 (+22,100円)
----------------------------------	----------------------------------

【準要保護者への就学援助】

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現



被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額) 653百万円
594百万円)

背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。

目的・目標

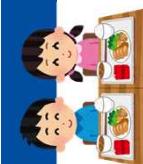
- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害（熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対する支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（**2/3**）を国庫で**支援**する。

【小・中学校】



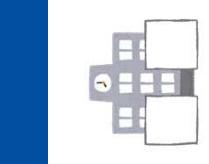
- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【高等学校】



- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

【特別支援学校等】



- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

成果、事業を実施して、 期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

(東日本大震災) 徒就学支援等事業 児童生被災

令和2年度要求額 3,150百万円 [東日本大震災復興特別会計]
(前年度予算 4,382百万円)

省科学部文

背景説明

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となつた児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題である。

内容業事

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、
被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。



[小学·中学校]

- | | |
|--------|--|
| (対象者) | 震災により就学困難となった児童生徒 |
| (対象事業) | 市町村等において行う就学援助事業 |
| (対象費用) | 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 活用事業(ハナ・フルリバ)の実施する活動料金に付帯する経費も含む |

[古筆學林]

- (対象者) 震災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

- | | |
|--------|------------------------|
| (対象者) | 震災により就学困難となった幼児・児童・生徒 |
| (対象事業) | 都道府県等において行う就学奨励事業 |
| (対象費用) | 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等 |



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して
都道府県等が就学支援等を実施することで、教育
機会を確保する。



8

- 被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の全額（10/10）を国庫で支援（一部を除く。）する。

<現状>

- 本事業の支援者数は、先次直後には約8千人、被災3県は約3万4千人（うち、被災3県（約2万3千人）が支援対象となっている。



卷之三

- 都道府県等において行う授業料等減免事業
(対象事業)
(対象者)

[專修學校·各種學校]

- (対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※被災児就園支援事業
新たな給付事業に統合。

成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

(前 年 度 予 算 額 995百万円)
令和2年度要求・要望額 1,226百万円

1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

令和2年度においては、非課税世帯の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図りつつ、経済的に困窮した世帯に対する適切な支援額の検証を行う。

2. 内 容

【実施期間】

2017（平成29）～2021（令和3）年度の5年間

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、
特別支援学校（小学部、中学部）

【支給額】

最大で10万円（年額）

※ 非課税世帯は最大で15万円（年額）



文部科学省

令和2年度要求・要望額 1,226百万円
前年度予算額 995百万円

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

背景説明

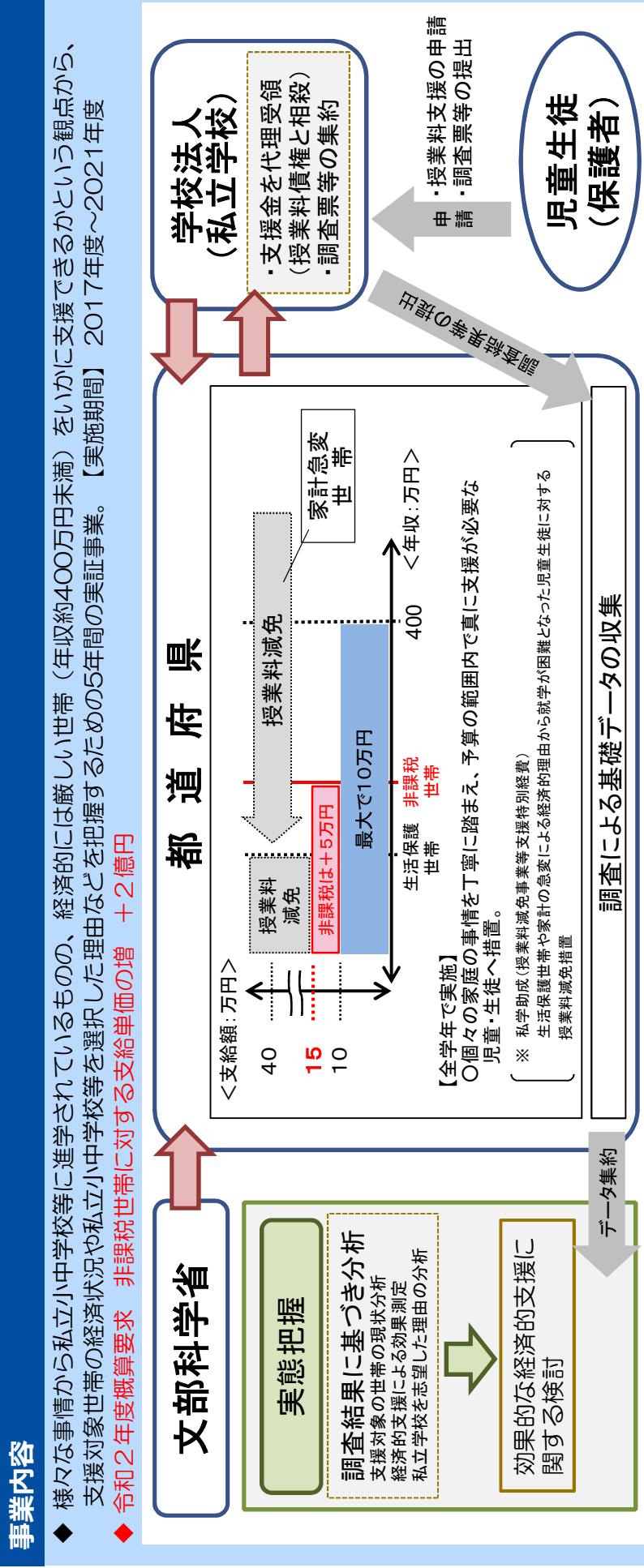
- 国及び地方政府は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
- 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- 私立小学校の授業料平均は約43万円、私立中学校の授業料平均は約41万円であり、家庭の経済的負担が大きい。
(教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。)

目的・目標

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する児童生徒について、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

事業内容

- ◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学されているものの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】2017年度～2021年度
- ◆ 令和2年度概算要求 非課税世帯に対する支給単価の増加 +2億円



16. 高校生等への修学支援等

(前 年 度 予 算 額 393, 921百万円)
令和2年度要求・要望額 398, 547百万円
※事項要求含む

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

また、高校中途退学の未然防止及び高校中退者に対する修学支援等による切れ目ない支援を推進する。

2. 内 容

(1) 私立高等学校授業料の実質無償化等※事項要求含む

373, 309百万円 (371, 027百万円)

① 私立高等学校授業料の実質無償化（高等学校等就学支援金交付金）【事項要求】

370, 894百万円 (370, 894百万円)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）で示された方針等を踏まえ、私立高等学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒を対象として、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高等学校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げることにより、私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

（高等学校等就学支援金の概要）

- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- 年収約910万円未満の世帯の生徒等が対象（所得の判断基準は、地方税の所得割額の合算額から課税所得をベースとした基準に見直し。）。

② 専攻科等の生徒への修学支援の創設 1, 626百万円（新規）

高等学校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒に対して、都道府県が以下の支援事業を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

- 授業料について高等学校等就学支援金に相当する額を支援
 - 授業料以外の教育費について高校生等奨学給付金により支援（※）
- ※高校生等奨学給付金の内数

③ 高校等で学び直す者に対する修学支援 789百万円（133百万円）

高等学校等を中退した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が継続

して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
高等学校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。

※上記のほか、高等学校等就学支援金事務費交付金等を措置

2,794百万円（2,503百万円）

（2）高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）【補助率1/3】

15,430百万円（13,931百万円）

【支給対象】

- 生活保護受給世帯、非課税世帯
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。
- 高等学校の専攻科・別科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。

(対象学校種)

高等学校（専攻科、別科を含む）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等

【給付額】

非課税世帯【全日制等】（第1子）の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

○非課税世帯【全日制等】（第1子単価）

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 82,700円 → 109,300円（+26,600円）
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 98,500円 → 117,600円（+19,100円）

○非課税世帯【全日制等】（第2子以降単価）

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

（3）高校中途退学の未然防止及び高校中退者に対する修学支援等による切れ目ない支援

7,803百万円（6,592百万円）

①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】

7,013百万円（6,460百万円）

②高校等で学び直す者に対する修学支援【再掲】

789百万円（133百万円）

私立高等学校授業料の実質無償化

令和2年度要求・要望額 事項要求
(前年度予算額) 370,894百万円)
文部科学省

背景説明

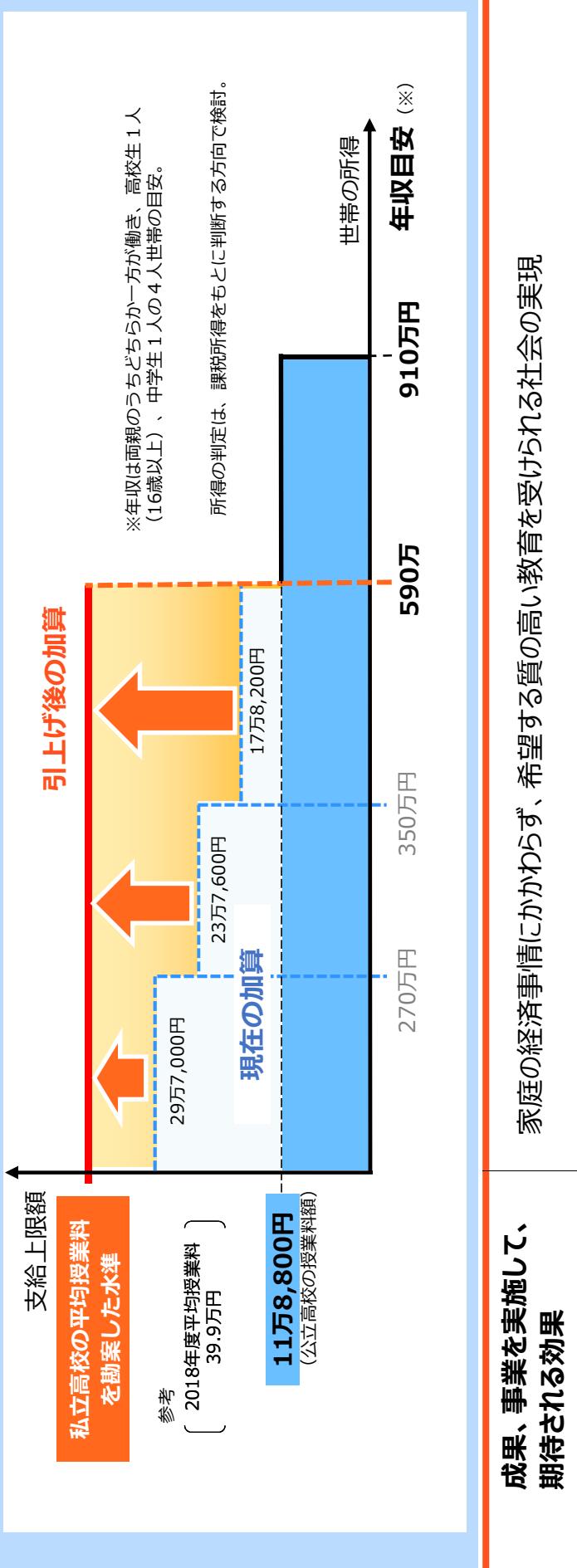
○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが要緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の実質無償化を実現。
で引き上げることにより、私立高校授業料の実質無償化を実現。
- ◆ 高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給（設置者が代理受領）。
＜対象となる学校種＞
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。



専攻科等の生徒への修学支援の創設

令和2年度要求・要望額 1,626百万円
(新規)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるように、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科・別科の生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。



事業内容

- ◆ 高等学校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒に対して、都道府県が以下の支援事業を行つ場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

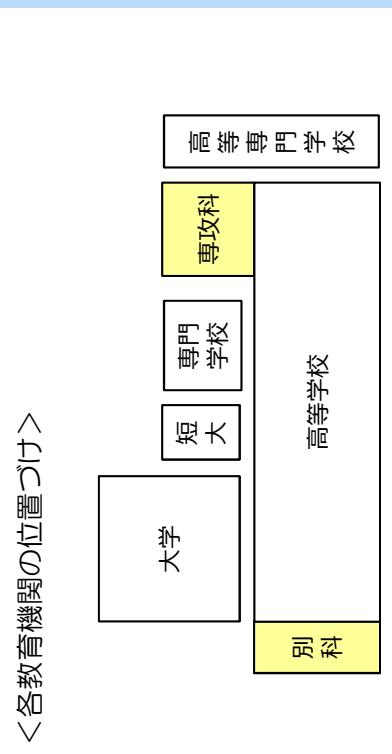
- ①授業料について高等学校等就学支援金に相当する額を支援
②授業料以外の教育費について高校生等奨学給付金により支援

【①授業料に対する支援】対象：高等学校、特別支援学校

私立高校の平均授業料を割安した水準	39.5万円	私立の専攻科のみ加算	年額：118,800円 (公立の特別支援学校の専攻科は4,800円)	約590万	約910万	年収(円) ※
-------------------	--------	------------	---------------------------------------	-------	-------	---------

【②授業料以外の教育費に対する支援】対象：高等学校のみ

世帯区分	給付額（年額）
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	公立 32,300円 私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	公立 109,300円 私立 117,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がある場合	公立 129,700円 私立 138,000円
非課税世帯 通学制	公立 36,500円 私立 38,100円



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安。
所得の判定は、課税所得をもとに判断する方向で検討。

(専攻科)

高校及び特別支援学校高等部の本科の教育内容を基礎に、資格取得のための教育等を実施。

(別科)

高校入学資格者を対象に技能教育（理容・美容）を実施。

成果、事業を実施して、期待される効果 家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和2年度要求・要望額 789百万円
(前年度予算額 133百万円)
文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが要緊の課題。

目的・目標

- 都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

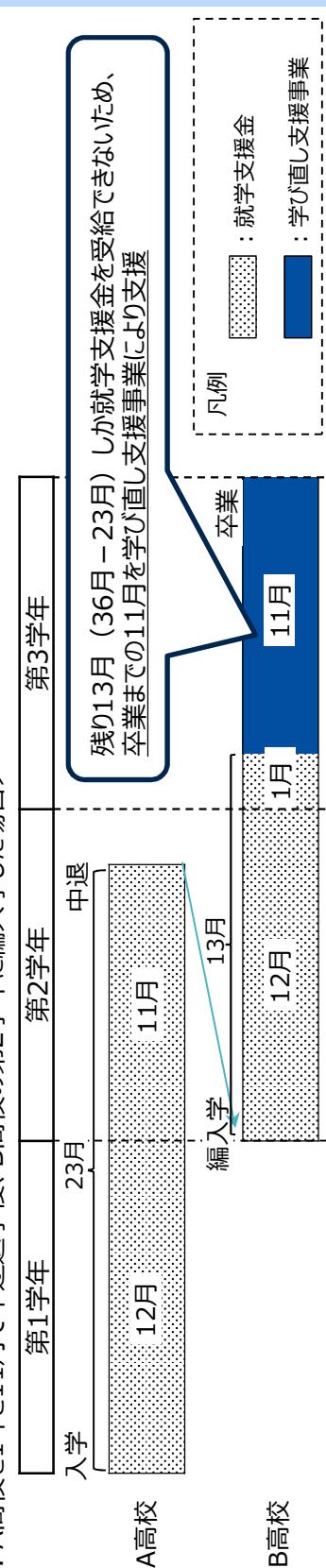
事業内容

- ◆ 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額（118,800円）を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助（補助率：10／10）。
- ◆ 年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給。対象となる高等学校等の範囲は、就学支援金制度の対象と同様。
- ◆ 令和2年度概算要求
- ・私立高等学校授業料の実質無償化に伴う見直し
- ・私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げることにより、私立高校授業料の実質無償化を実現することとしており、高校等で学び直す者についても、同様の見直しを行う。
- ・専攻科・別科に通う生徒への支援（新規）

（参考） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図ることとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」

＜例：A高校を1年と11月で中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合＞



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和2年度要求 要望額
(前年度予算額)

15,430百万円
13,931百万円)

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与する。



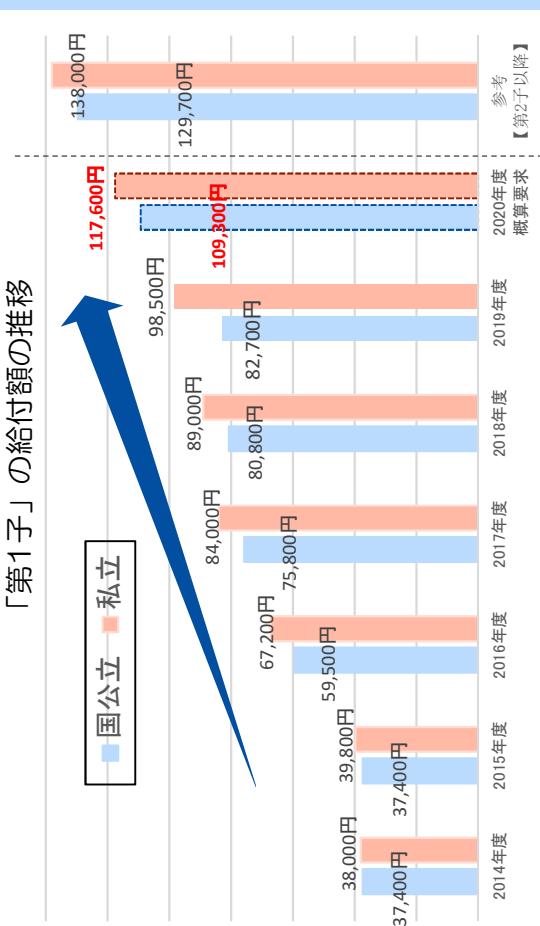
事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
- ※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1／3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。

- 令和2年度概算要求
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（教科外活動費の増額）
・専攻科・別科に通う生徒への支援（新規）

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	82,700円 ↓(+26,600円) 109,300円	98,500円 ↓(+19,100円) 117,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円	138,000円
非課税世帯 通信制	36,500円	38,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合



成果、事業を実施して
期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

17. 義務教育教科書の無償給与

(前 年 度 予 算 額)	44,791百万円
令和2年度要求・要望額	46,735百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

令和2年度義務教育教科書購入費は、令和2年度から小学校において実施される新学習指導要領に対応した教科書のページ数増加等を反映し、必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約467億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度(要求)
予算額	411億円	416億円	432億円	448億円	467億円
定価改定率	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+4.6%(小) +0.8%(中)※

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上。

(2) 令和2年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース)

- ・小学校用教科書 4,083円 (教科書一冊あたり335円)
- ・中学校用教科書 5,430円 (教科書一冊あたり514円)

義務教育教科書の無償給与



文部科学省

令和2年度要求・要望額 467億円
(前年度予算額 448億円)

～理念～

- 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- 次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施
- 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、
国民の間に深く定着

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

公立学校

私立学校

無償給与

義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習

2年度(要求)

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度(要求)
411億円	416億円	432億円	448億円	467億円

予算額
+0.5%

定価改定率
±0.0%

+4.6%(小) +0.8%(中) (※)

新学習指導要領(小学校)に対応した教科書のページ数の増加等を反映するために新たに計上
※令和元年10月の消費税率引き上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上

(参考) 令和2年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース) • 小学校用 4,083円 • 中学校用 5,430円

令和2年度東日本大震災復興特別会計概算要求

【初等中等教育局関係分】

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 38億円（42億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 22億円（24億円）

- ・被災児童生徒の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（800人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 16億円（18億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（711人）

就 学 支 援 32億円（44億円）

○被災地スクールバス等購入経費 0.6億円（0.3億円）

- ・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助

○被災児童生徒就学支援等事業 31億円（44億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 5億円（5億円）

○福島県教育復興推進事業 0.8億円（0.8億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成 3億円（3億円）
に関する事業

- ・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援

○放射線副読本の普及 0.7億円（0.6億円）

- ・学校における放射線に関する教育の支援として放射線副読本を普及